



福岡県医発第456号(地)

平成26年 5月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

麻しんの疫学情報の報告等について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て事務連絡がなされた旨、別添のとおり日本医師会及び福岡県保健医療介護部より通知がありました。

麻しんについては、「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、平成27年までに排除を達成するとともに、世界保健機関による麻しん排除達成の認定を受けることを目標として対策に取り組んでいるところですが、本通知は、一部の麻しん報告例において、疫学情報の報告等が十分行われていないことから、自治体に対して、感染症サーベイランスシステム(NESID)への疫学情報の報告等について更なる徹底を依頼するものであり、医師に対しては、届出をした臨床診断例について、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定の実施と地方衛生研究所でのウイルス遺伝子検査等の実施のための検体提出を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会会員に対し、周知力方お願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

平成26年5月8日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

麻しんの疫学情報の報告等について

麻しんについては、「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、平成27年度までに排除を達成するとともに、世界保健機関による排除達成の認定を受けることを目標として対策に取り組んでいるところですが、一部の麻しん報告例において、疫学情報の報告等が十分行われていないことから、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛別添の通知がなされました。

本件は、自治体に対して感染症サーベイランスシステム（NESID）への疫学情報の報告等について更なる徹底を依頼するものであり、医師に対しては、届出をした臨床診断例について、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定の実施や地方衛生研究所でのウイルス遺伝子検査等の実施のための検体の提出を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



26 保衛第412号
平成26年5月9日

公益社団法人 福岡県医師会長
公益社団法人 福岡県病院協会会長
一般社団法人 福岡県私設病院協会会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人 福岡県精神科病院協会会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

麻しんの疫学情報の報告等について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添（写）のとおりに協力依頼がありましたのでお知らせします。

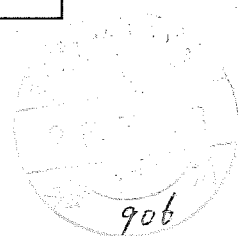
つきましては、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定の実施及び地方衛生研究所でのウイルス遺伝子検査等の実施のための検体の確保等についてご協力いただきますよう、貴会会員に対して周知をお願いします。

(担当)

保健医療介護部保健衛生課
感染症係 中山

TEL:092-643-3268

FAX:092-643-3282



健感発 0501 第 1 号
平成 26 年 5 月 1 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

麻しんの疫学情報の報告等について（協力依頼）

「麻しんに関する特定感染症予防指針（以下「予防指針」という。）」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）に基づき、平成 27 年度までに麻しんの排除を達成するとともに、世界保健機関による麻しん排除達成の認定を受けることを目標として、対策に取り組んでいるところです。

しかしながら、一部の麻しんの報告例において、疫学情報の報告等が十分行われていないことに鑑み、特に下記の点について、予防指針の更なる徹底をお願いします。

なお、本年 1 月から 4 月の報告例については、本年 5 月末までに対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 届出のあった臨床診断例について、医師に対して、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定の実施と都道府県等が設置する地方衛生研究所でのウイルス遺伝子検査等の実施のための検体の提出を求めることを徹底いただきたいこと。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めるとともに更新のあった検査診断情報を感染症サーベイランスシステム（以下「NESID」という。）に追加入力すること。また、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げることと求めるとともに、届出が取り下げられた際には NESID に削除入力すること。
2. 麻しんの患者が 1 例でも発生した場合に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条に規定する感染経路の把握等の調査を迅速に実施するよう努めること。調査により得られた感染者との接触歴や検査結果などの疫学情報については、可能な限り、NESID に追加入力すること。

3. 医師から麻しん患者の検体（疑い例を含む。）が提出された場合は、都道府県等が設置する地方衛生研究所において、原則として全例についてウイルス遺伝子検査等を実施すること。また、検査の結果、麻しんウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所において麻しんウイルスの遺伝子配列の解析を実施する、又は地方衛生研究所において解析を実施できない場合には、国立感染症研究所に検体を送付すること（解析が終了し次第、地方衛生研究所に解析結果を送付する）。さらに、解析により判明した遺伝子型等については、可能な限り、NESID に追加入力すること。